

# 一般競争入札公告

社会福祉法人 福都二十一の見守り介護ロボット・ワイヤレスナースコール接続カメラセットに関する一般競争入札について、次の通り公告致します。

令和7年12月5日  
社会福祉法人 福都二十一  
理事長 山田 耕司

## 1.概要

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 購入物品     | 見守り介護ロボット・ワイヤレスナースコール接続カメラセット |
| (2) 購入物品の仕様等 | 仕様書による                        |
| (3) 納入場所     | 埼玉県川越市石原町2丁目25-2 グループホームあいりす  |
| (4) 納入期限     | 令和8年1月23日                     |

## 2.発注主

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| (1) 名称 | 社会福祉法人 福都二十一 理事長 山田 耕司 |
| (2) 住所 | 埼玉県川越市大字府川字反町243番2     |
| (3) 電話 | 049-227-5088           |
| (4) 担当 | 統括施設長 飛嶋 明子            |

## 3.連絡先

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| (1) 名称     | 社会福祉法人 福都二十一                  |
| (2) 住所     | 埼玉県川越市大字府川字反町243番2            |
| (3) 担当     | 統括施設長 飛嶋 明子                   |
| (4) 電話     | 049-227-5088 FAX 049-227-5089 |
| (5) E-mail | a-tobishima@fukuto21.or.jp    |

## 4.入札参加資格

次の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 令和7・8年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に物品の販売に係る入札に参加できる資格の者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 医療機器においては、薬事法関連の認可を有する者。

- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (7) 埼玉県内に、契約締結権限を有する本店、支店または営業所を有する者であること。
- (8) 当会社の代表取締役及び取締役若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者及びその業者と親子関係にある業者など、当会社と特別の利害関係を有する業者でない者。
- (9) 介護福祉施設に納入実績があり、メンテナンス及びアフターサービス体制が確立されている企業であること。

## 5.入札参加資格確認申請手続き

### (1) 一般競争入札参加申込書の配布

「3. 連絡先」まで電子メールにて請求して下さい。  
その際には、件名を「見守り介護ロボット・ワイヤレスナースコール接続カメラセット  
:入札参加資格等確認申請書送付希望」とする。

### (2) 一般競争入札参加申込書の提出

受付締切：令和7年12月12日(金) 17時締切  
提出先：社会福祉法人 福都二十一  
提出方法：持参または書留郵便必着(持参の場合は事前予約の連絡をお願い致します。)

### (3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)
- イ 会社案内・会社経歴書
- ウ 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格の書類
- エ 介護施設への納入実績のわかるもの(契約書等の写し)
- オ 連絡先住所、社名、部署、担当者氏名、電話・ファクス番号、メールアドレスのわかるもの

### (4) 入札参加資格の審査結果通知

申請受付後、順次、当法人において審査を行い、入札参加決定者には入札参加通知書等をメールにて送信します。入札参加資格が無いとみなした者にはその旨と理由を通知します。通知が届かない場合はご連絡下さい。

## 6.仕様書の配布と質疑回答(現場説明書)

### (1) 配布

入札参加決定者には、令和7年12月15日(月)、社会福祉法人福都二十一より仕様書一式に入札書を同封してメールします。

### (2) 仕様書に関する質疑及び回答について

- ①質疑提出期限 令和7年12月17日(水)17時まで
- ②質疑方法 質疑期間内に下記提出先までメールにて提出してください。
- ③提出先 統括施設長 飛嶋 明子 E-mail: a-tobishima@fukuto21.or.jp
- ④回答方法 令和7年12月19日(金)までに、各社質疑をまとめた文書をすべての入札参加申請者へ電子メールで送信します。

## 7.入札日等

- (1) 日時 令和7年12月24日(水) 午前10時
- (2) 場所 埼玉県川越市石原町2丁目25-2
- (3) 予定価格 公表しない。
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) 契約書の作成の要否 要(契約は下記10.による事。)
- (6) 入札注意事項
  - ①入札書を提出する際に仕様書一式を返却すること。
  - ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時はその端数金額を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札参加者は110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ③入札参加にあたっては入札日当日に入札金額見積内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
  - ④代理人が入札する場合は委任状を持参すること。
  - ⑤入札書は代表印にて封印して提出すること。
  - ⑥談合は絶対に行わないこと。
  - ⑦談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取し、埼玉県と協議を行います。

## 8.落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は、2回まで実施するものとする)
- (3) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
  - ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合  
(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)
  - ②再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合
    - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること
    - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
    - 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと
    - 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 9.入札に当たっての注意事項：下記の各事項に該当する入札は無効とする

- (1) 所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札
- (2) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (6) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札。
- (7) 入札者の押印のないもの
- (8) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- (9) 押印された印影が明らかでないもの
- (10) 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (11) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (12) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (13) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (14) 郵便・電報、電話やFAXによる入札
- (15) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (16) 二以上の入札書を提出した者がしたもの
- (17) 二以上の者の代理をした者がしたもの
- (18) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

## 10.入札保証金及び契約方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等からの指導があった場合にはこれに従うこと。
- (3) 一括下請負契約を行わないこと。
- (4) 本契約の締結は本法人の理事会承認後10日以内とし、10日以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものとみなし、2番目に低価格で入札した者と契約することができるものとする。
- (5) 契約締結については、支払時期に関係なく、すべての支払いについてかかる消費税を10%とする（契約履行中における消費税の引き上げの延期等があり、本工事契約にかかる消費税が10%でない場合は、本契約締結後であっても、消費税は、本工事契約にかかる実際の消費税を適用して、変更契約を行うものとする）。
- (6) 落札決定から本契約までの間に埼玉県および県内自治体の契約にかかる入札参加資格停止等の措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (7) 契約書は落札業者が用意するものとする。
- (8) 契約保証金の徴収は免除する。

## 11.支払い条件

- (1) 前払い金は無しとする。
- (2) 令和8年1月末日迄に現金振込で支払う。

## 1.2.その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。
- (5) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約過の程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領(平成22年4月1日施行)に基づき、法人への苦情申し立てをする事ができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。
- (6) 入札参加者は入札後、この公告、仕様書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。
- (8) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、県、市から指導等があった場合はそれに従うこと。

以上